

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市東区民センター分室維持管理業務
発 注 課	東区市民部総務企画課
選 定 事 業 者	株式会社ゴーランド
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>東区民センター分室として本市が区分所有している北10条市街地住宅併存施設（通称「村川ビル」）は、本市のほか、JBEホールディングス株式会社、株式会社北洋銀行の3者による共有物件であり、当該物件共用部分の維持管理については、規約により、JBEホールディングス株式会社が担当し、持分を有する者が持分に応じて費用を負担することとなっている。</p> <p>維持管理の遂行にあたっては、JBEホールディングス株式会社から、株式会社北洋銀行負担分も含め、JBEホールディングスの子会社である株式会社ゴーランドに委託して実施させており、本市としても、業務の一体的な履行の観点から、株式会社ゴーランドへの業務委託が必要不可欠である。</p> <p>したがって、本業務が履行可能であるのは、株式会社ゴーランドのみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該業務を随意契約（特定）とし、株式会社ゴーランドから見積を徴したい。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成30年2月27日